

こども家庭庁からの協力依頼の概要

優生手術等に係る補償金又は優生手術等一時金の円滑な請求に向け、以下の事項について御協力をお願いします。

1 記録の調査への御協力について

(1) 優生手術等を受けた方等に係る記録の調査（支給認定関係）

- ・請求者が優生手術等や人工妊娠中絶等を受けたことについて、医療機関に記録が残っているか等の調査依頼を都道府県から行う場合がありますので、回答していただきますようお願いいたします。

(2) 対象者に係る情報の提供に関する協力依頼（個別周知関係）

- ・既に補償金等の支給対象となりうる方に対し、その旨を個別に通知するため、対象者に係る情報の提供依頼を都道府県から医療機関に行う場合がありますので、積極的な御協力をお願いします。

2 診察の御協力について

(1) 診断内容

- ・ 主に問診及び視診により「当時の手術痕が残っているかどうか」を客観的に確認します
- ・ 請求者が当時優生手術を受けたことを診断書により証明する必要はありません
- ・ 手術痕がない又は確認できないことで、不認定となるものではありません
- ・ 診断書様式は別紙のとおりとなります。

(2) 診断書の作成料

- ・ 通常診断書の作成の際に支払いを求める費用として以下を上限に徴収いただくことを想定。

○診断料 2,910 円※

○診断書作成料 5,000 円

※診療報酬点数表における初診料の所定点数相当額（令和6年6月1日時点。診療報酬改定により変動あり。）

3 制度の周知について

- ・ 補償金等の支給手続等について、対象者に効果的な周知を行うため、医療機関内でのリーフレットの配布による制度の周知について、御協力いただきますようお願いいたします。